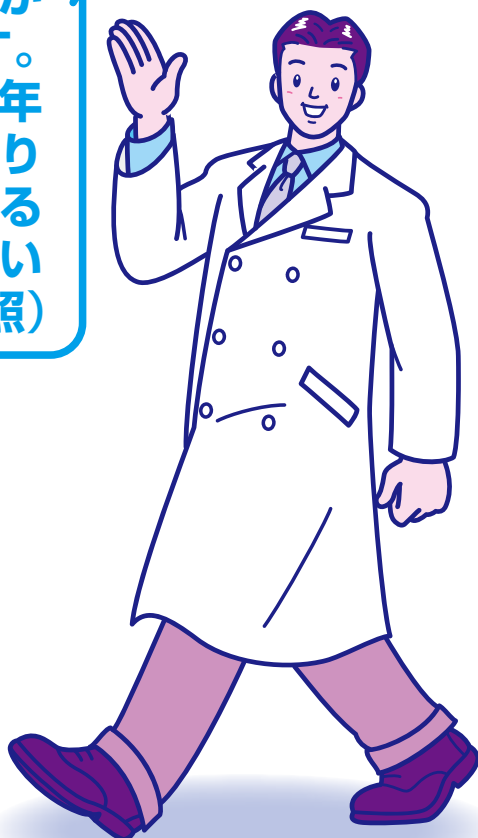


団体割引
20%適用

令和7年度

団体医師賠償責任保険のご案内

高額な賠償「1億円超」が増えています。また令和2年民法改正により賠償額が増える要素になっています。(1P参照)



対人1事故3億円
1年間9億円のプランもご用意しています。是非ご検討ください!



保険契約者
保険期間

公益社団法人 宮崎県医師会
令和7年8月1日午後4時から1年間

※ただし、中途加入は随時受け付けております。

お問い合わせ先

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■取扱代理店

宮崎県医師協同組合

〒880-0023
宮崎県宮崎市和知川原1-101 宮崎県医師会館1F
TEL:0985-23-9100 FAX:0985-23-9179
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

宮崎支店法人支社
〒880-0805
宮崎県宮崎市橋通東5-3-10
TEL:050-3798-1930 FAX:0985-26-6112
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

目次

補償金額の見直しについて	①
1. 契約手続き	③
(1) お手続方法	
(2) 保険期間	
(3) 保険料支払方法	
(4) 申込締切日	
2. 医師賠償責任保険の概要	④
(1) この保険のあらまし	
(2) お支払いする保険金	
(3) この保険にお入りいただく方	
(4) 被保険者	
3. ご加入タイプについて	⑤
4. 診療所のご契約について	⑥
(1) タイプ表	
(2) 保険料表	
5. 病院のご契約について	⑦
(1) タイプ表	
(2) 保険料表	
(3) 優良割引制度	
(4) 過去の損害率による割増制度	
6. 介護老人保健施設、介護医療院のご契約について	⑨
(1) 「介護老人保健施設、介護医療院にかかる医師賠償責任保険」の概要	
(2) 保険料表	
7. 勤務医の契約について	⑩
(1) この保険のあらまし	



- (2) 加入コースについて
- (3) 保険料表

8. 診療をされなくなった場合には	①①
9 – (1). 個人診療所から法人診療所へ組織変更を行った場合 について	①②
9 – (2). 勤務医から開業される場合について	①②
10. 医師賠償責任保険の事故処理フローチャート	①③
11. 追加オプション契約について	①④
(1) 勤務医の個人責任に包括的に備えるには	①④
(2) 外来患者や見舞客のおケガに備えて	①⑤
(3) 医療従事者の個人責任に包括的に備えるには	①⑥
(4) 預かり物に対する備え	①⑧
(5) 従業員の皆さまに対する備え	①⑨
(6) 万が一の刑事訴訟費用に関する補償	②①
12. 電話医療通訳サービスのご案内	②②
13. 医師賠償責任保険のあらまし	②④



「補償金額は足りませんか!？」

保険に入っているにも足りないことに…



令和2年
03.31 まで



補償足りない!

令和2年
04.01 から

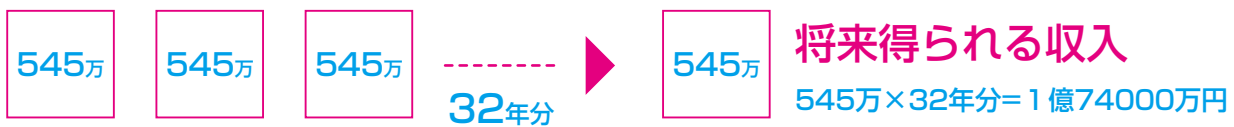
令和2年4月1日施行の民法改正により医療訴訟の賠償額が大幅に増加する可能性があります。

令和2年4月1日民法改正 法定利率変更に伴う賠償金への影響について

令和2年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%→3%へ変更されました。これに伴い、病院が負う損害賠償額が大きく増えることが予想されます。仕組みについては以下のとおりです。

(例) 病院側の過失で死亡した患者の逸失利益を算出する場合※生活費控除は省略
・死亡時35歳、就労可能年数32年
・年収545万円 ※賃金センサスを参考

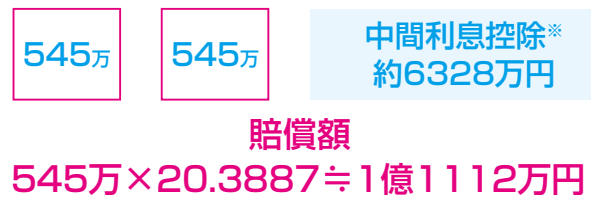
患者が仮に生存していた場合



利息が5%の場合（令和2年法改正前）



利息が3%の場合（令和2年法改正後）



32年のライブニッツ係数（複利）

※中間利息控除とは

一時金として受け取った賠償金を運用すれば利息（中間利息）が付くので、その利息分をあらかじめ割り戻して支払うというものです。（控除に当たって使用する係数をライブニッツ係数といいます。）

高額賠償の事例

事案概要	改正前賠償額	改正後賠償額	増加額	増加割合	診療科
カテーテルアブレーション実施時に手技上の過失により大動脈を損傷し、心タンポナーデにより死亡した。 48歳男子	¥93,000,000	約¥105,000,000	約¥12,000,000	12.9%	循環器内科
脳疾患に対する不適切な手術操作により、術後脳梗塞を発症し麻痺が残在した。（後遺障害2級） 46歳男性	¥118,000,000	約¥154,000,000	約¥36,000,000	30.5%	脳神経外科
腹腔鏡下で手術時に硬膜外カテーテルがくも膜下腔に迷入し、心肺停止、蘇生後脳症となった。（後遺障害1級） 23歳女性	¥153,000,000	約¥205,000,000	約¥52,000,000	33.9%	外科
急速遂娩の遅延により低酸素脳症となった。（後遺障害1級） 0歳男児	¥178,000,000	約¥275,000,000	約¥97,000,000	54.5%	産婦人科



保険金額の見直しをご検討ください。

1. 契約手続き

(1) お手続方法

- ①診療所・勤務医 → 既加入の場合：コース変更がない場合は手続き不要。
オプション等の申し込みやコース変更がある場合は再度申込書をFAX送付。
未加入の場合：申込書をFAX送付。
- ②介護老人保健施設
病院等 → 既加入・未加入者とも申込書をFAXにてご返送ください。

(2) 保険期間

令和7年8月1日午後4時から令和8年8月1日午後4時までの1年間

なお、中途でご加入される方については、ご加入された時から令和8年8月1日までとなります。
争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人
が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

(3) 保険料支払方法

令和7年7月に、契約者である宮崎県医師会が届出預金口座から保険料の引き落としをさせていただきます。なお、口座引き落としできない方は、下記口座あてにお振り込み願います。

振込先 宮崎銀行 本店 普通預金 No.161951 公益社団法人宮崎県医師会

※宮崎県医師会が保険料の支払先となっているのは、県医師会が保険契約者となり、損害保険ジャパン株式会社と団体契約を締結しているためです。これによって、被保険者となる県医師会員は団体割引を適用することができます。

(4) 申込締切日 令和7年6月6日（金）必着

2. 医師賠償責任保険の概要

(1) この保険のあらまし

〈1〉医師特約条項

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

〈2〉医療施設特約条項

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

★医療施設特約条項に関わる主な事故例

- ・ 病院で出火し入院患者が死亡した！
- ・ 煮沸器の熱湯をこぼし患者がやけどした！
- ・ 待合室等の天井が落下し見舞客がケガをした！
- ・ 病院の給食で、患者が食中毒を起こした！ など

(2) お支払いする保険金

〈1〉医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

〈2〉医療施設特約条項

- ①法律上の損害賠償金
 - ・ 身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・ 財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など（※）
※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - ・ 人格権侵害事故の場合…慰謝料など
- ②争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

(3) この保険にお入りいただく方

原則として医療事故が発生した場合に、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者です。通常の場合、診療所・病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者となります。また、診療所・病院に勤務される医師個人の方も加入できますので、P⑩をご参照ください。

加入資格

- ・ 宮崎県医師会の会員であること
- ・ 宮崎県医師会の会員が理事長または管理者となっている医療施設

(4) 被保険者

〈医師特約条項〉

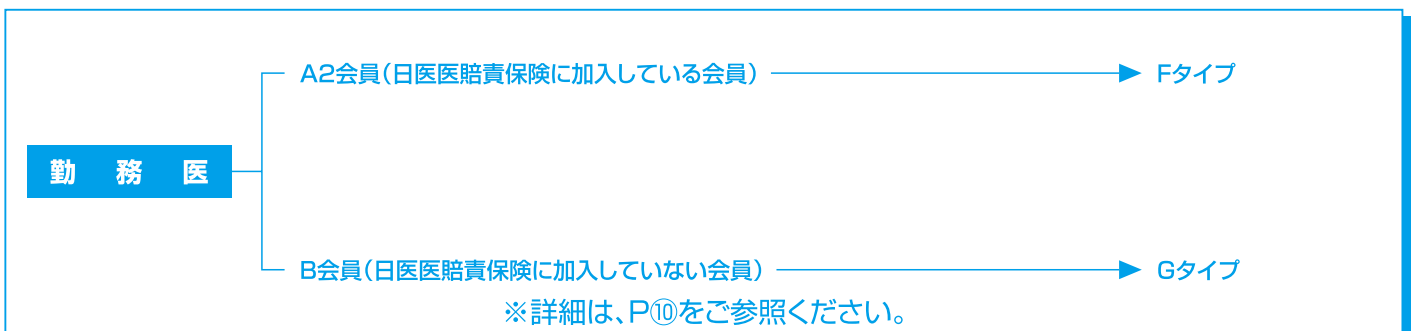
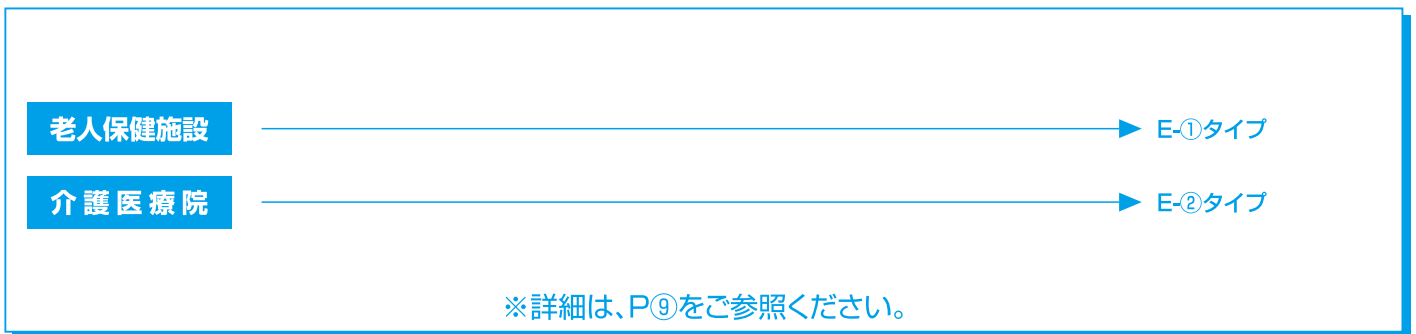
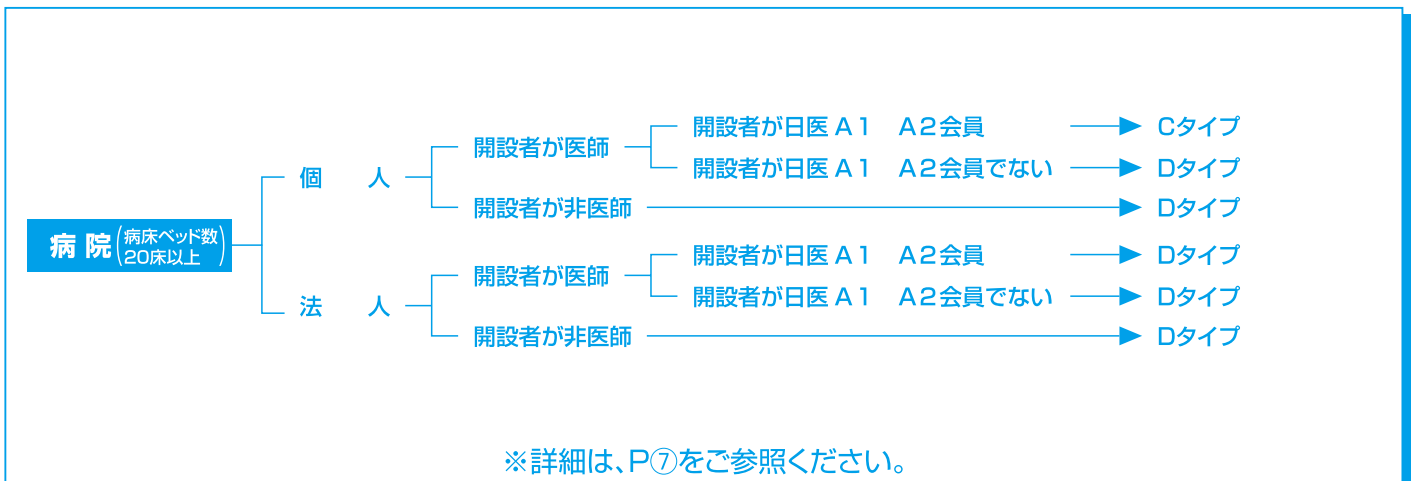
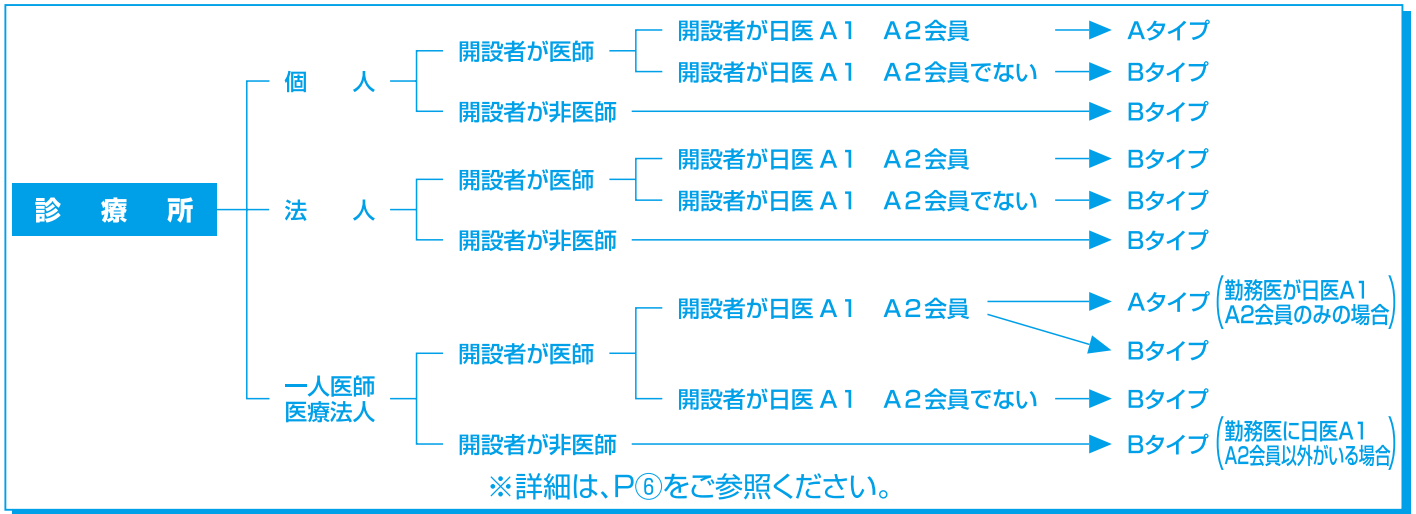
この保険の被保険者は、医療施設（診療所・病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者です。ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医等）や看護師、薬剤師、診療放射線技師その他使用人が起こした医療事故によって**開設者が負担する**法律上の賠償責任についても補償されます。

〈医療施設特約条項〉

記名被保険者（加入者証に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

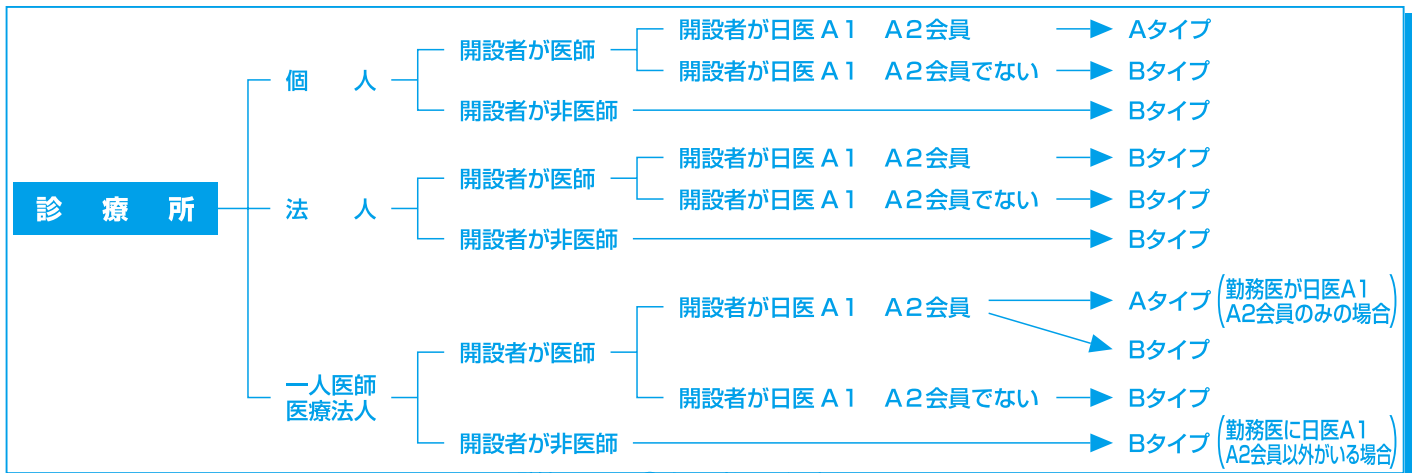
3. ご加入タイプについて

◎診療所、病院、老人保健施設、介護医療院、勤務医コースに分かれます。
どのコースに加入すべきかは、下記一覧表でご確認ください。



4. 診療所のご契約について

(1) タイプ表



(2) 保険料表

① Aタイプ

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

〈1〉 個人の診療所で開設者が日医A1会員の場合

〈2〉 一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A1・A2会員であり、かつ非常勤医師がいない場合

〈3〉 一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A1・A2会員であり、かつ非常勤医師が日医A1・A2会員にかざられる場合

Aタイプ

契約タイプ	保 険 金 額								年間保険料 (1診療所・1年 間につき団体割 引20%適用済)
	医 療 上 の 事 故		建 物 ・ 設 備 の 使 用 管 理 上 の 事 故 給食等による事故			人 格 権 侵 害 事 故			
	対 1事故 人 につき	対 1年間 人 につき	対 1名に 人 につき	対 1事故 人 につき	対 1事故 物 につき	1名	1事故 期間中	一 般 医 院 診 療 所	
医療施設特約2億コース	100万円	300万円	2億円	20億円	4,000万円	1,000万円	1億円	7,616円	
医療施設特約3億コース	100万円	300万円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	1億円	7,896円	

② Bタイプ

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

〈1〉 開設者が法人の場合

〈2〉 一人医師医療法人の診療所で、日医A1・A2会員でない医師（常勤・非常勤）が勤務している場合
で開設者責任を補償したい場合

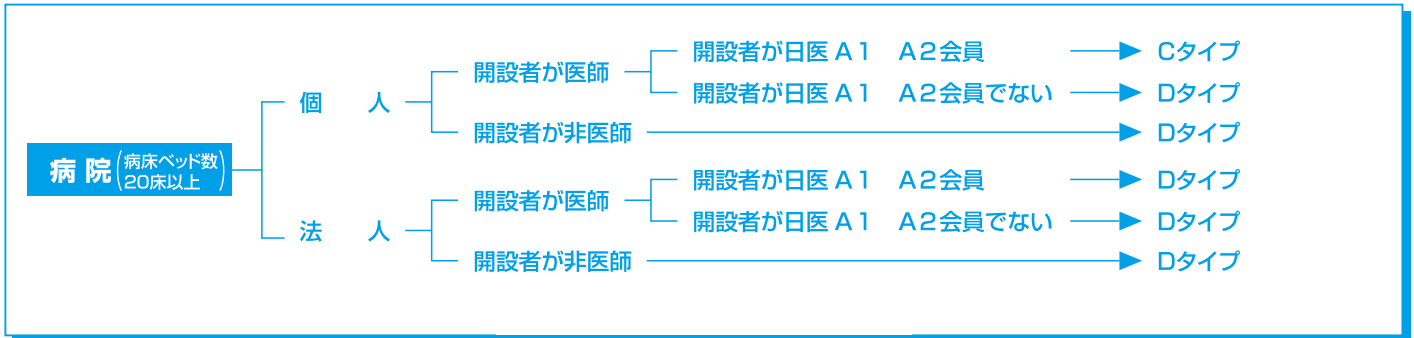
Bタイプ（無床が有床で保険料が異なります。）

契約タイプ	保 険 金 額								年間保険料 (1診療所・1年 間につき団体割 引20%適用済)
	医 療 上 の 事 故		建 物 ・ 設 備 の 使 用 管 理 上 の 事 故 給食等による事故			人 格 権 侵 害 事 故			
	対 1事故 人 につき	対 1年間 人 につき	対 1名に 人 につき	対 1事故 人 につき	対 1事故 物 につき	1名	1事故 期間中	一 人 医 師 医 療 法 人 診 療 所	
1億コース（無床）	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	80,624円	
1億コース（有床）								92,816円	
2億コース（無床）	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円	1,000万円	1億円	107,480円	
2億コース（有床）								123,760円	
3億コース（無床）	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	1億円	134,344円	
3億コース（有床）								154,704円	

※Bタイプにご加入される場合は、事前にお問い合わせください。

5. 病院のご契約について

(1) タイプ表



(2) 保険料表

① Cタイプ

個人病院

契約コース	保 険 金 額							年 間 保 険 料 (1病床・1年間につき団体割引20%適用済)					
	医 療 上 の 事 故		建 物 ・ 設 備 の 使 用 管 理 上 の 事 故 給 食 等 に よ る 事 故			人 格 権 侵 害 事 故		一 般 病 床			療 養 病 床	精 神 病 床	結 核 伝 染 病 床
	対 1 事 故 人 に つ き	対 1 年 間 人 に つ き	対 1 名 に 人 に つ き	対 1 事 故 人 に つ き	対 1 事 故 物 に つ き	1 名	1 事 故 期 間 中	99床 以 下	100床 以 上	200床 以 上			
医療施設特約1億コース	100万円	300万円	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1,824円	2,288円	2,808円	1,680円	787円	205円
医療施設特約2億コース			2億円	40億円	4,000万円	1,000万円	1億円	1,872円	2,336円	2,856円	1,728円	947円	241円
医療施設特約3億コース			3億円	60億円	6,000万円	1,000万円	1億円	1,928円	2,392円	2,912円	1,784円	1,107円	277円

② Dタイプ

法人病院

契約コース	保 険 金 額							年 間 保 険 料 (1病床・1年間につき団体割引20%適用済)							
	医 療 上 の 事 故		建 物 ・ 設 備 の 使 用 管 理 上 の 事 故 給 食 等 に よ る 事 故			人 格 権 侵 害 事 故		一 般 病 床					療 養 病 床	精 神 病 床	結 核 伝 染 病 床
	対 1 事 故 人 に つ き	対 1 年 間 人 に つ き	対 1 名 に 人 に つ き	対 1 事 故 人 に つ き	対 1 事 故 物 に つ き	1 名	1 事 故 期 間 中	99床 以 下	100床 以 上	200床 以 上	300床 以 上	500床 以 上			
1億コース	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1億円	12,856円	15,712円	21,216円	22,000円	22,824円	10,392円	1,088円	617円
2億コース	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円	1,000万円	1億円	16,211円	19,827円	26,809円	27,786円	28,847円	13,392円	1,346円	786円
3億コース	3億円	9億円	3億円	60億円	6,000万円	1,000万円	1億円	19,214円	23,516円	31,807円	32,970円	34,232円	15,862円	1,590円	932円

※病院契約におけるベッド数は、原則、医療施設施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数（稼働病床数ではありません）のことをいいます。

(3) 優良割引制度

①対象となる施設

100床以上の病院が対象で、過去5年間の成績計算期間中の支払保険金が0円の場合、医師特約（勤務医包括担保追加条項を含みます。）の保険料に対して20%の割引を適用します。

(注)・成績計算期間につきましては、次ページの「損害率の算出」をご参照ください。

- ・病床数は、成績計算期間の末日における当該病院の全契約病床数とします。
- ・100床未満の病院は対象となりません。
- ・「病院契約」のみを対象とします。
- ・成績計算期間中にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。
- ・保険金のお支払いがある場合は、優良割引の対象外となりますのでご注意ください。

②優良割引の適用 毎年契約更改時に見直しを行います。

(4) 過去の損害率による割増制度

①対象となる施設

100床以上で、過去5年間の成績計算期間中の損害率が100%以上の病院

(注)・成績計算期間および損害率につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

- ・病床数は、成績計算期間の末日における当該病院の全契約病床数とします。
- ・病床数100床未満の病院は原則として対象となりません。ただし、損害率や事故発生の頻度によっては対象となるケースもありますのでご注意ください。
- ・「病院契約」のみを対象とします。

②割増率の適用 毎年契約更改時に見直しを行います。

③適用する割増率

過去5年間の損害率	100～199床	200～299床	300～499床	500床以上
100%以上120%未満	20%	20%	30%	30%
120%以上140%未満	20%	30%	40%	50%
140%以上160%未満	30%	40%	50%	60%
160%以上180%未満	40%	50%	60%	80%
180%以上200%未満	50%	60%	70%	90%
200%以上220%未満	50%	70%	90%	100%
220%以上240%未満	60%	80%	100%	120%
240%以上260%未満	70%	90%	110%	130%
260%以上280%未満	70%	100%	120%	150%
280%以上300%未満	80%	110%	130%	160%
300%以上330%未満	90%	120%	150%	180%
330%以上	別途個別にご案内します。			

(注)すべての病床区分（一般、療養、精神、結核、その他）に対して適用します。
上記は毎年契約更改時に見直しを行います。

※割増となる施設につきましては、1億円コースを超える「医師特約および施設特約」のご契約はできません。

●損害率の算出

〈成績計算期間〉

損害率（過去の事故実績）の計算を行う集計期間をいい、期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間となります。

※成績計算期間（5年間）の起算日はご契約の保険始期日より異なります。

〈損害率の算出式〉

成績計算期間の累計お支払金額 ÷ 成績計算期間の累計保険料

※対象病院の医師特約（勤務医師包括担保追加条項を含みます。）のお支払金額および保険料を計算します。保険料については、成績計算期間中に割増引が適用されている場合は、割増引前の保険料を適用します。

割増引適用に関する詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

6. 介護老人保健施設、介護医療院のご契約について

(1) 「介護老人保健施設、介護医療院にかかる医師賠償責任保険」の概要

介護老人保健施設（老健施設）、介護医療院の開設者は、当医師会の医師賠償責任保険に加入することにより、老健施設、介護医療院に係わる賠償事故を保険で補償することが可能となります。

概要は次のとおりです。

介護医療院とは、平成30年4月1日に創設された医療施設区分で、介護保険法第8条第29項で定められた施設をいいます。

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいい、平成30年4月1日以降、療養病床や介護老人保健施設からの転換が行われます。

①. 加入者

介護老健施設、介護医療院（※）の開設者たる法人

（注）老健施設が病医院併設の場合は、当該病医院の開設者（法人）が加入者となります。

（※）転換元となる医療施設と同一取地内に開設された介護医療院にかぎり、その医療施設と同一契約でお引き受けします。

②. 適用する保険の種類

医師賠償責任保険（医師特約と医療施設特約による構成）

③. この保険の対象となる事故例

（1）医療上の事故（医師特約条項で補償）

開設者またはその使用人その他開設者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、患者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたことによって、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が発生した場合、開設者が支払わなければならない損害賠償金を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

（2）施設の管理上や業務遂行上の事故（医療施設特約条項で補償）

- ・施設が火事になり利用者が死亡した。
- ・入浴サービスの際に利用者を落とし、ケガをさせた。
- ・レクリエーション行事を開催中、大道具が倒れ利用者がケガをした。

（3）給食等による事故（医療施設特約で補償）

- ・給食が原因で食中毒になった。

…など

(2) 保険料表

E-①タイプ（介護老人保健施設）

契約タイプ	保 険 金 額								年間保険料 (1病床・1年間) につき団体割引 20%適用済)
	医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 給食等による事故(医療施設特約)			人格権 侵害事故			
	対人 1事故 につき	対人 1年間 につき	対人 1名に つき	対人 1事故 につき	対物 1事故 につき	1名	1事故 期間中		
1億コース	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1億円	617円	
2億コース	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円	1,000万円	1億円	786円	
3億コース	3億円	9億円	3億円	60億円	6,000万円	1,000万円	1億円	932円	

E-②タイプ（介護医療院）

契約タイプ	保 険 金 額								年間保険料 (1病床・1年間) につき団体割引 20%適用済)
	医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 給食等による事故(医療施設特約)			人格権 侵害事故			
	対人 1事故 につき	対人 1年間 につき	対人 1名に つき	対人 1事故 につき	対物 1事故 につき	1名	1事故 期間中		
1億コース	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1億円	10,392円	
2億コース	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円	1,000万円	1億円	13,392円	
3億コース	3億円	9億円	3億円	60億円	6,000万円	1,000万円	1億円	15,862円	

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他の病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

7. 勤務医の契約について

(1) この保険のあらまし

医師が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

（医師特約条項）

医師賠償責任保険にご加入いただく方は、病院・診療所に勤務される医師の方にかぎりません。
いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

(2) 加入コースについて

勤務医は、日医医賠償保険にご加入されておられる勤務医（A2会員）と日医医賠償保険にご加入されていない勤務医（B会員）に分かれます。

A2会員は日医医賠償保険が付保（100万円超1億円まで）されていますので、自己負担額100万円以下部分を補償します。（Fタイプ）

B会員は日医医賠償保険が付保されていないので保険金額1億円と2億円と3億円のプランを用意しました。（Gタイプ）

(3) 保険料表

① Fタイプ(日医A2会員の契約) (A2会員とは日医医賠償保険制度に加入されている先生です。)

医療上の事故に関する保険金額		年間保険料
対人1事故につき	対人1年間につき	(1年間につき) 団体割引20%適用済
100万円	300万円	4,000円

② Gタイプ(日医B会員の契約) (B会員とは日医医賠償保険制度に加入されていない先生です。)

医療上の事故に関する保険金額		年間保険料
対人1事故につき	対人1年間につき	(1年間につき) 団体割引20%適用済
1億円	3億円	40,664円
2億円	6億円	51,568円
3億円	9億円	62,400円



8. 診療をされなくなった場合には(勤務医を含みます。)

損害賠償請求期間延長担保追加条項について

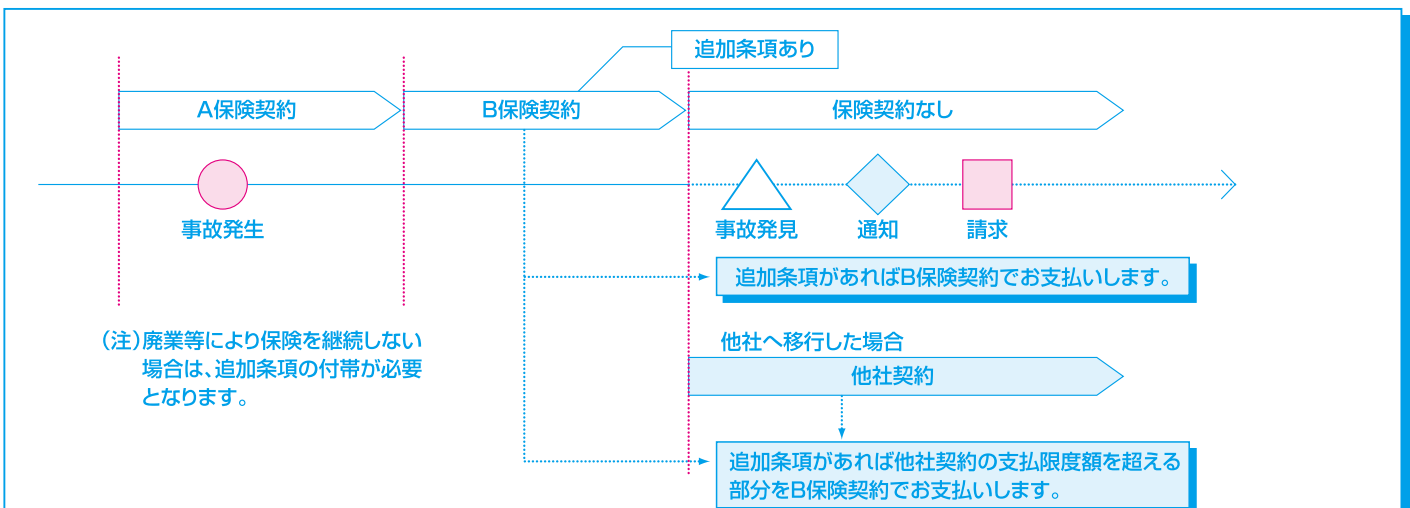
保険契約を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など、保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。

医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険契約を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※なお、被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。

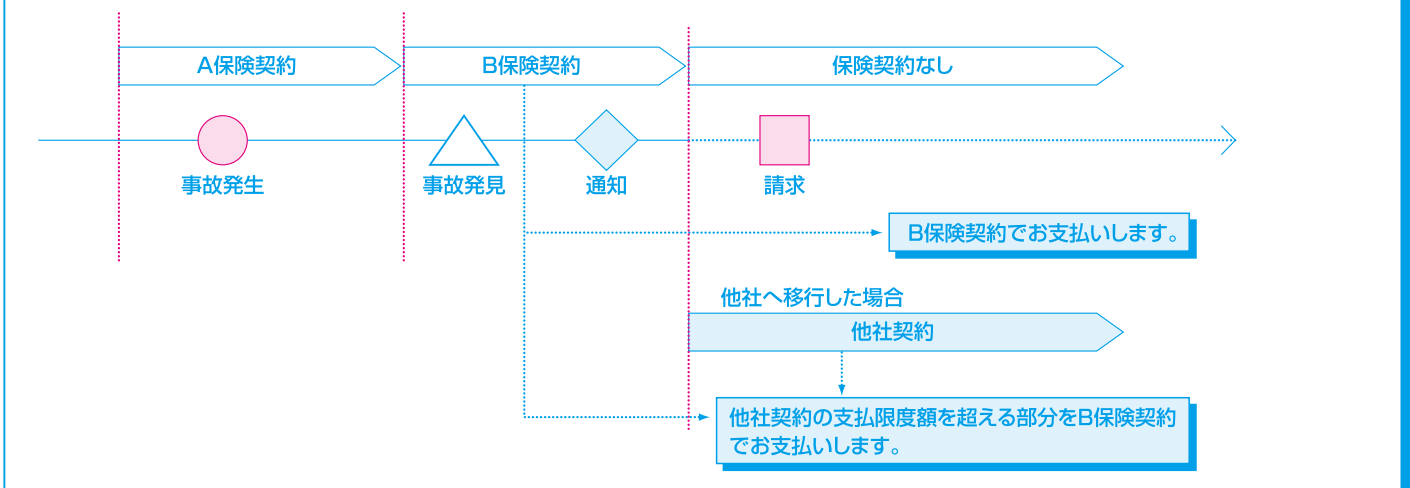
損害賠償請求期間延長担保追加条項

廃業した場合など損害賠償請求を受けた時点で保険契約がない場合、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットしていれば、保険期間終了後5年もしくは10年以内に受けた賠償請求について補償されます。



*追加条項がなくてもお支払いできるケース

保険期間中に事故発見・ご通知頂いた場合（保険期間中または事故を発見した日を含めて60日以内にご通知を頂いた場合）は、保険期間終了後5年以内に受けた賠償請求についてお支払いします。



9-(1) 個人診療所(病院)から法人診療所(病院)へ 組織変更を行った場合について

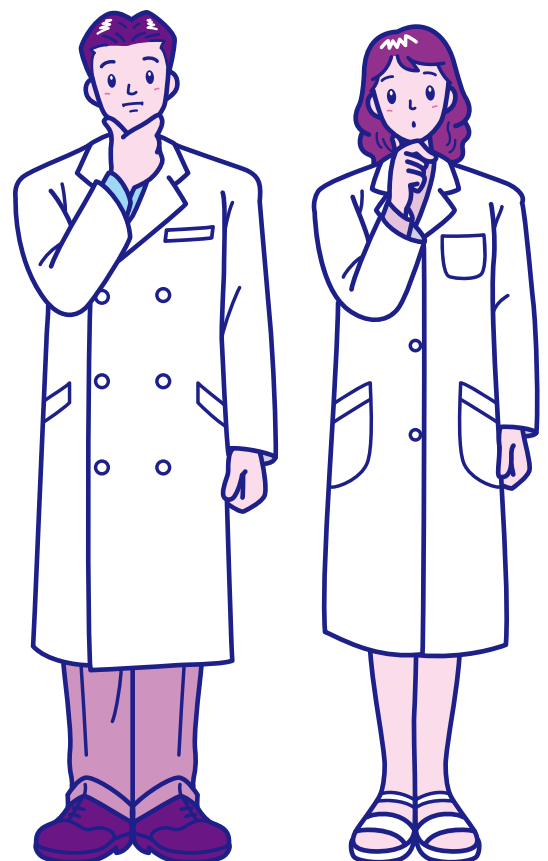
保険契約を個人から法人へ変更することはできません。現在の契約を脱退して新たに加入する必要があります。個人診療所(病院)時の医療行為が原因で、法人診療所(病院)の開設者に損害賠償請求を提起されても、法人診療所が加入する医師賠償責任では補償されません。従って、この場合は個人立診療所(病院)の契約脱退と同時に損害賠償請求期間延長担保追加条項にご加入することをお勧めします。

※ご加入されておられる場合は、再契約の手続きが必要となりますので、取扱代理店にご連絡ください。

9-(2) 勤務医から開業される場合について

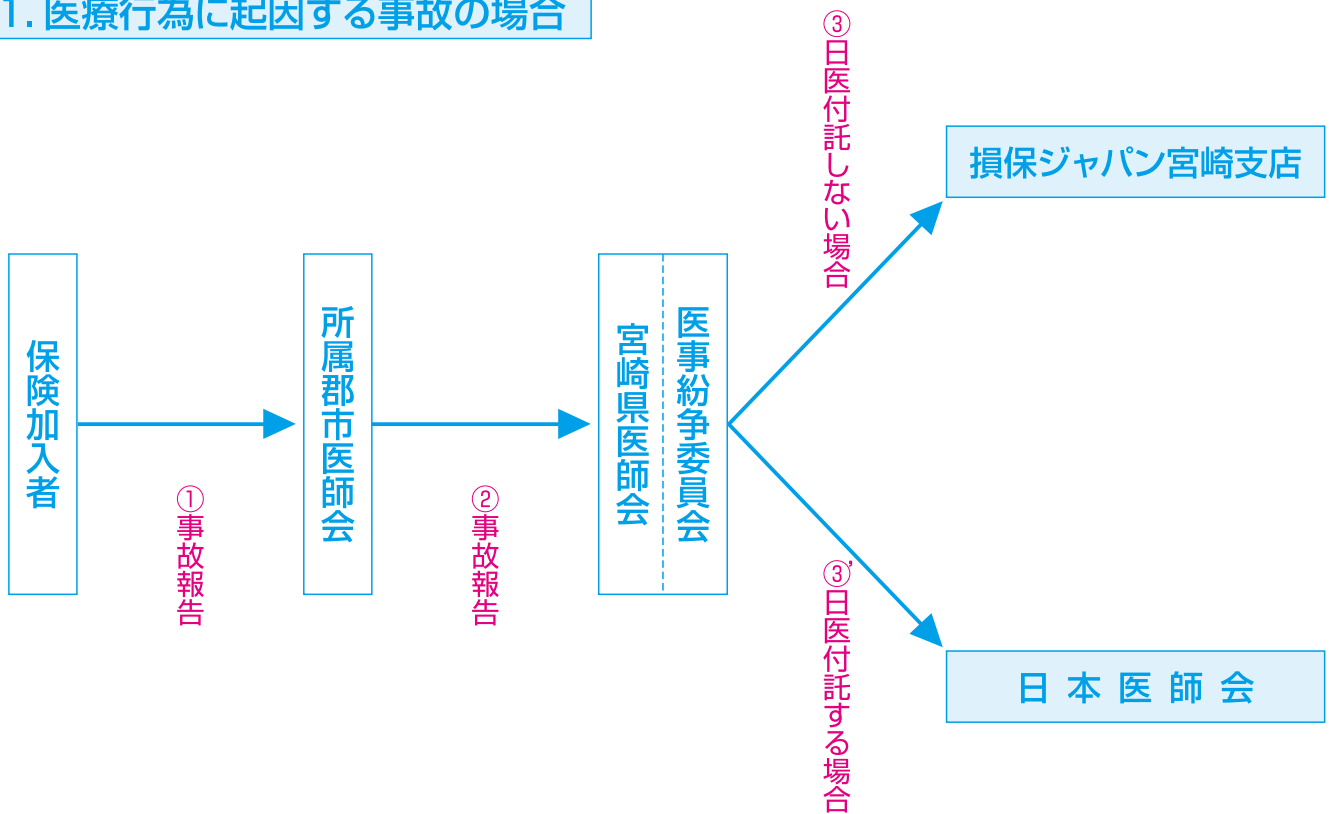
勤務医から開業される場合は、勤務医契約から診療所・病院契約に契約をやり直すことが必要となります。

※手続きにつきましては、取扱代理店までご連絡ください。

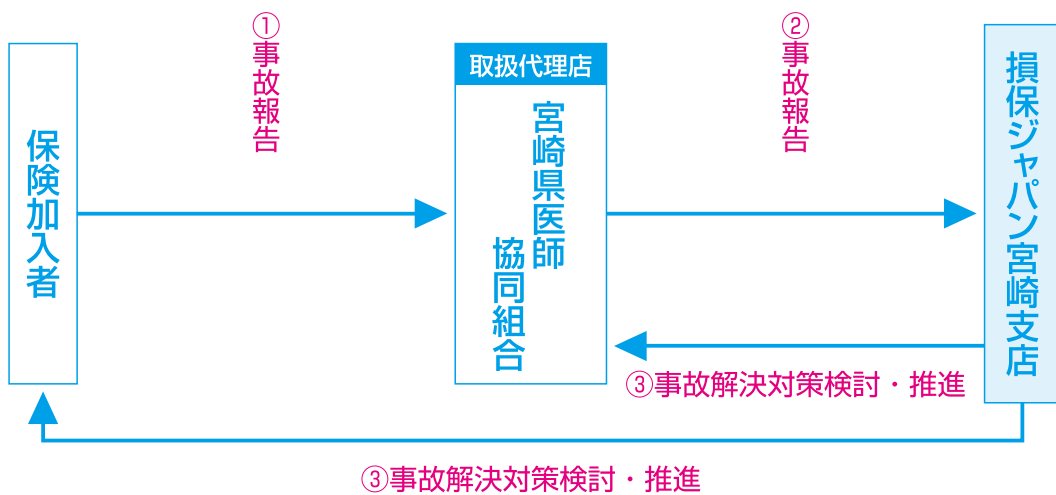


10. 医師賠償責任保険の事故処理フローチャート

1. 医療行為に起因する事故の場合



2. 施設に起因する事故の場合 (医療行為に起因しない事故の場合)



11. 追加オプション契約について

(1) 勤務医の個人責任に包括的に備えるには… (医師特約の追加オプション)

有料オプション

●勤務医師包括担保追加条項

医療機関において、勤務医師等の個人責任部分についても包括的に備えたいとのニーズにおこたえします。

医療機関の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師等の個人責任部分を補償する特約です。ただし、該当医療施設の業務として行った医療のみが対象となります。

※勤務医師が個人的に勤務医賠償責任保険にご加入の場合でも、本追加条項に加入している場合には、本追加条項を優先し、勤務医賠償責任保険への求償は行いません。

保険期間1年 ※団体割引20%適用済み

契約の型 (医師特約の型を上限とします)		1型	100型	200型	300型	
保険金額	対人1事故につき	100万円	1億円	2億円	3億円	
	対人1年間につき	300万円	3億円	6億円	9億円	
年間保険料	診療所契約 1診療所につき	一般診療所	1,874円	23,057円	30,785円	38,513円
		病院契約 1病床につき	一般・療養病床	381円	4,687円	6,258円
	精神病床		94円	1,155円	1,542円	1,770円
	結核その他病床		132円	1,620円	2,163円	2,485円

- ・勤務医師の備え付け名簿が必要となります。(研修医を含みます。)
- ・勤務医師の補償は、ご契約の医師賠償責任保険の保険金額を上回らないものとします。
- ・勤務医師の補償は、すべて同じ契約の型(補償額)で設定することとなります。

(注1) 基本契約がAタイプまたはCタイプ(個人経営の診療所または病院で開設者が日医A会員など)にご加入の方は、上記の1型のみご選択いただけます。



(2) 外来患者や見舞客のおケガに備えて…
(医療施設特約の追加オプション)

有料オプション

●傷害見舞費用担保追加条項

医療施設で、外来患者や見舞客等が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした際の見舞金が補償されます。

医療施設において、医療施設利用者（入院患者を除きます。）が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

C I 型	診療所（1診療所）	病院（1ベッド）
年間保険料	1,724円	454円

保険期間1年
※団体割引20%適用済み

- 〈1〉 保険金をお支払いする場合
医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故（※1）により身体に傷害（※2）を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。
- ※1 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。
- ※2 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。
- ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。
- (注) 利用者の範囲
医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。
・被保険者（法人の場合は理事、取締役等）およびその者と同居または生計を共にする親族
・医療施設の業務に従事中の者
・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
・医療施設に入院中の者
- 〈2〉 被保険者
医療施設（一般医院・診療所・病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者
- 〈3〉 保険金をお支払いできない主な場合
①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
③被傷者（利用者）の故意または重大な過失
④被傷者（利用者）の自殺、犯罪行為または闘争行為
⑤被傷者（利用者）が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態を起こした事故
⑥被傷者（利用者）の脳疾患・疾患または心神喪失
⑦被傷者（利用者）の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

型	C I 型	保険金額
死亡・後遺障害見舞費用保険金（1名につき）		50万円
入院見舞費用保険金（1名につき）	入院期間が31日以上	10万円
	入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間が7日以内のとき	2万円
通院見舞費用保険金（1名につき）	通院期間が31日以上	5万円
	通院期間が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院期間が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院期間が7日以内のとき	1万円

(3) 医療従事者の個人責任に包括的に備えるには…

有料オプション

●医療従事者賠償責任保険（包括契約）

医療従事者特約条項・包括契約に関する追加条項（損害賠償請求ベース用）（医療従事者特約条項用）

万が一の「医療従事者の個人責任」に対する備えとなり、
貴病院（診療所）に勤務される医療従事者の方が安心して
業務に専念いただけます。

医療従事者（診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士）の方の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の損害賠償を負担することによって被る損害を補償します。

※改定により、刑事弁護士費用担保条項が割増保険料なしで自動セットされるようになりました。詳細は21ページをご参照ください。

※医療従事者とは、記載されている業種のみであり、看護師等は含まれません。

契約の型		J5型	J7型	J8型	
保険金額	1事故	5,000万円	1億円	2億円	
	期間中	1.5億円	3億円	6億円	
年間保険料	診療所 (1施設あたり)	一般診療所	358円	419円	560円
		病院 (1病床あたり)	一般・療養病床	210円	247円
	精神病床		22円	26円	37円
	結核・その他病床		34円	39円	55円

保険期間1年 ※団体割引20%適用済み

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

<1> 医療従事者賠償責任保険（包括契約）（医療業務担保条項）の概要

医療従事者（診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士）の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号） | (8) 栄養士法（昭和22年法律第245号） |
| (2) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号） | (9) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号） |
| (3) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号） | (10) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号） |
| (4) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号） | (11) 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） |
| (5) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号） | (12) 薬剤師法（昭和35年法律第146号） |
| (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号） | (13) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） |
| (7) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号） | (14) 救急救命士法（平成3年法律第36号） |

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

〈2〉 ご加入される方は
医療施設（一般医院・診療所・病院・介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

〈3〉 保険の対象とする業務
その医療機関（医療施設）の業務を遂行することによって事故が発生した場合のみ保険の対象となります。

〈4〉 包括契約方式とは（被保険者）
当該病院・診療所に勤務する全ての医療従事者の方（過去に勤務していた方を含みます。）を一括して被保険者（補償対象者）とする方式です。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象となるため、

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要
- ②付保もれ・更改もれの心配が不要
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となる
といったメリットがございます。

〈5〉 お支払いする保険金
①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 等
②訴訟費用
・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

〈6〉 保険金をお支払いできない主な場合
次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。
①保険契約者・被保険者の故意
②前記法律に違反して行った業務
③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他
これらに類似の事変または暴動
④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
⑤特別な約定により加重された責任
⑥海外での医療行為
⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

※初年度契約とは、平成16年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険包括契約をいいます。
など

〈7〉 ご契約にあたってのご注意
①ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
②保険金額等「保険条件」は全ての医療従事者の方とも同一条件となります。
③事故発生時には当該医療従事者が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

(4) 預かり物に対する備え

有料オプション

●医療機関受託者賠償責任保険

患者さんから預かった身の回り品などを保管している間に、不注意による財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(1) 医療機関受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物（身の回りのもの）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

(3) お支払いする保険金

① 法律上の損害賠償金

- ・受託物の修理費
- ・再調達費用（同等の物を新たに購入するために必要な費用）
※ 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ① 被保険者の故意による損害
- ② 暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
- ③ 被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
- ④ 現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
- ⑤ 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害（虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。）
- ⑥ 屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
- ⑦ 受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
- ⑧ 紛失
- ⑨ 受託物を修理・加工したことにより生じた損害 など

保険期間1年 団体割引20%適用済み

型	診療所(一般)	病院(病床数により保険金額が異なります。)				
	X1型	X2型	X3型	X4型	X5型	X6型
病床数	—	99床以下	100～ 199床	200～ 299床	300～ 499床	500床以上
保険金額 (自己負担額5,000円)	50万円	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円
年間保険料	4,620円	9,200円	13,120円	36,160円	37,600円	58,560円

(5) 従業員の皆さまに対する備え

有料オプション

●傷害担保追加条項（同時セット 特定感染症危険担保追加条項）

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症は、「五類感染症」への移行により保険金支払いの対象外となります。

貴院の業務に従事する方を包括で補償します！

- 先生および従業員が通勤途上に電柱に激突、入院することになった。
- 先生および従業員が院内で清掃中に右足を捻挫した。
- 医療施設内の医療用放射線照射装置により被曝し、入院した。
- SARS、O-157などの特定感染症によって、先生および従業員が入院した。

先生および従業員が、業務中（通勤途上を含む）に被ったケガや感染症に対し所定の保険金をお支払いします。

近年社会問題化している院内暴力への備えとしてもご検討ください！

- 入院患者から因縁をつけられ、一方的に殴られ負傷した。
- (注) 相手に対する挑発行為をして、傷害を負った場合は保険金のお支払い対象外となります。

補償の概要

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、日本国内において、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害^(注1)、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症^(注2)を発病した場合に対し、所定の保険金をお支払いします。

(注1) 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害を含みます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師）の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

(注2) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症を発病した場合（※）

（※）鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型）は含まれますが、鳥インフルエンザ（H5N1型およびH7N9型以外の型）、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

お支払する保険金の種類

死亡保険金
(特定感染症除く)

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金
(特定感染症除く)

通院保険金

葬祭費用保険金
(特定感染症のみ)

保険金額

型	区分			
D1型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円限度（実費）
D2型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円限度（実費）
D3型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円限度（実費）

※手術保険金：入院保険金日額に所定の倍率（5倍・10倍）を乗じた金額。

保険料表

保険期間1年・団体割引20%・一括払

型		D1型	D2型	D3型
診療所契約 (1診療所あたり)	一般診療所（無床・有床）	111,984円	184,448円	269,376円
病院契約 (1ベッドあたり)	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

お支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨（原因のいかんを問わず）被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

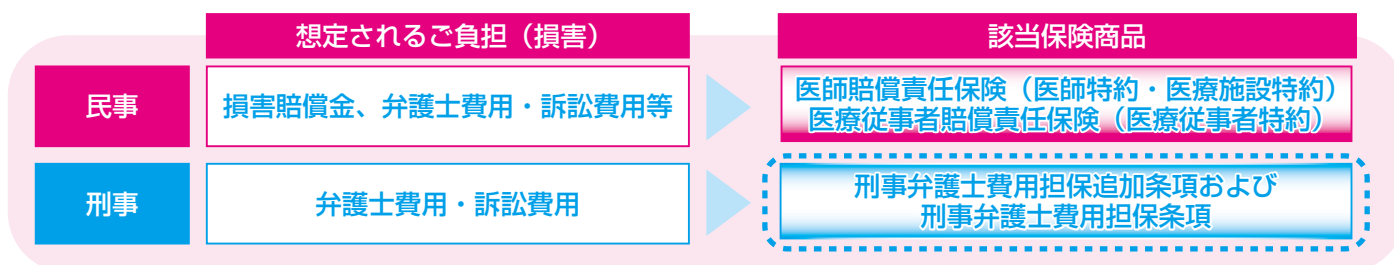
(6) 万が一の刑事訴訟費用に関する補償

「条件」を満たせば割増保険料なしで自動セットされます

●刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

●刑事弁護士費用担保条項（医療従事者賠償責任保険（包括契約））

従来、医師賠償責任保険にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）



○保険金額

保険期間（1年）を通じて500万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

保険金をお支払いする場合

①医師賠償責任保険・勤務医師賠償責任保険（包括契約）

被保険者である医師の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

②医療従事者賠償責任保険（包括契約）

被保険者である医療従事者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。（上記①～②共通）

- (1) 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- (2) 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

（注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1）
 - ②裁判所が略式命令を発した時（注2）
 - ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3）
- （注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。
（注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。
（注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払い できない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

①戦争、外国の武力行使、革命、政権略取、内乱、武装反乱その他これらに類似の
事変または暴動

②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件

②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件

③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件

④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件

⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件

⑥所定の免許を有しない者が行った**医療行為**、**医療業務**に起因する刑事事件

ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が
行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

ご加入方法

医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この
追加条項がセットされます。（※）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動
的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこの
パンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、
取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

自動的にこの条項がセットされます。*過去に勤務していた方を含みます。

◆用語のご説明

業務上過失致死傷罪
送検
刑事事件
弁護士費用
訴訟費用

刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。

刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。

被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。

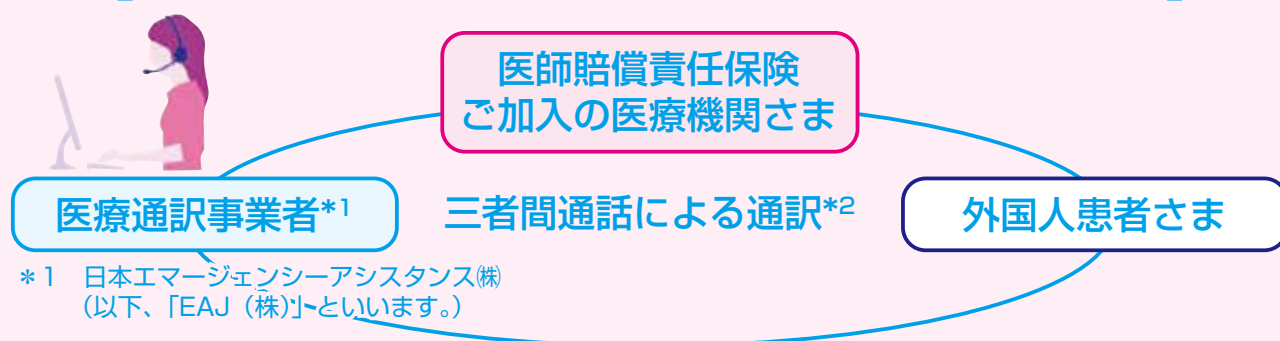
被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。

刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第
500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

電話医療通訳サービスのご案内

医師賠償責任保険にご加入の医療機関さまでは、電話医療通訳を無償でご利用いただくことができます。
サービス概要とご利用開始方法についてご案内いたします。
(医師賠償責任保険の保険期間が終了した場合には、サービスの対象外となります。)

【ご利用いただける電話医療通訳の概要】



*2 三者間通話の対象範囲は、医療従事者と患者さまとの受付・診療・会計手続きにおける電話通訳が対象範囲となります。ただし、事前に書類などをお渡しいただき通訳が準備をしてから対応する必要があるインフォームドコンセントおよびムントセラピー等の通訳につきましては本サービスの対象外となります。

無料でご利用可能

無料利用可能
コール数
(1コール単位*1：30分以内)

【病院】
年間*2 50コール

【診療所】
年間*2 10コール

¥0

22か国語に対応

- ・英語
- ・中国語
- ・韓国語
- ・ベトナム語
- ・ネパール語
- ・タガログ語
- ・スペイン語
- ・ポルトガル語
- ・インドネシア語
- ・イタリア語
- ・フランス語
- ・ドイツ語
- ・ロシア語
- ・タイ語
- ・マレー語
- ・ミャンマー語
- ・クメール語
- ・モンゴル語
- ・シンハラ語
- ・ヒンディー語
- ・ベンガル語
- ・ウルドゥー語
(順次拡大予定)

24時間365日対応

専用電話窓口で

24時間 / 365日

ご利用が可能



- *1 30分を越える利用は30分毎にコール数をカウントします。
*2 年間とは4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。
※ 通話料は、ご利用者さまの負担となります。

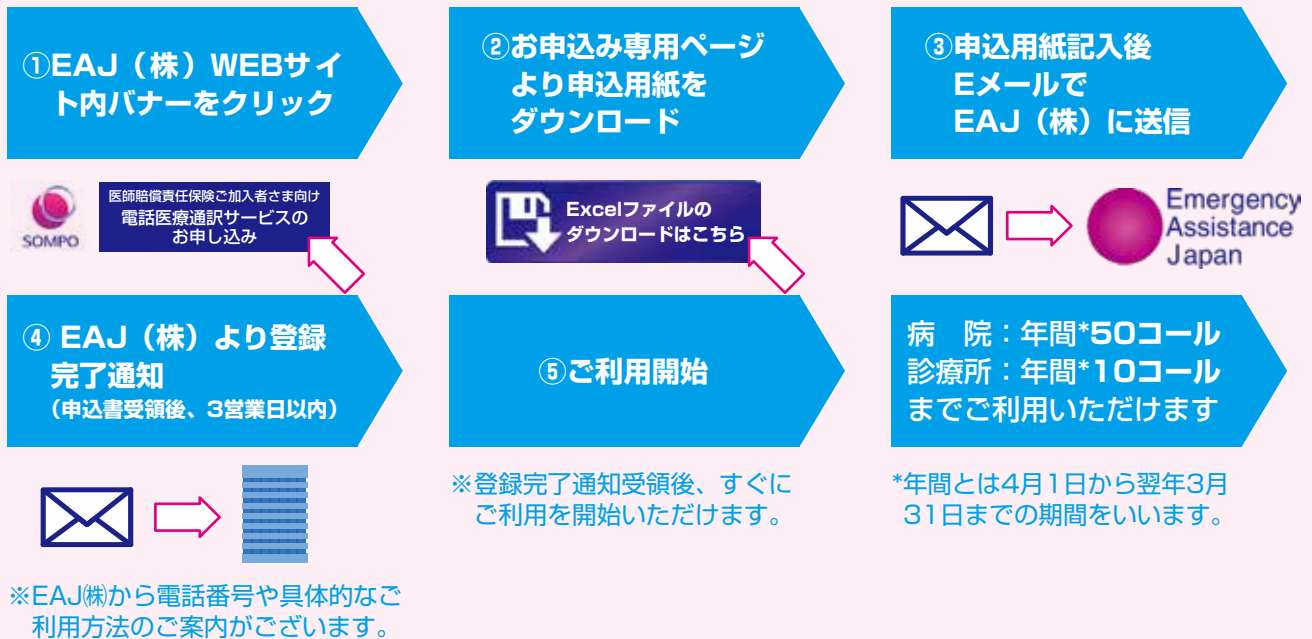
ご利用開始のお手続きは次ページをご参照ください

【ご利用開始のお手続き方法】

本サービス利用で希望の医療機関さまは、EAJ（株）WEBサイトトップページのバナーよりお申し込み専用ページへお進みいただき、お手続きください。

お申し込み専用ページ：<https://emergency.co.jp/ibaisekifutai>

申込書送信先：service@emergency.co.jp



***土日祝日を除く3営業日を過ぎてもご登録完了通知が来ない場合は、お申し込みのメールが受信できていない可能性があります。その場合にはお手数ですが、EAJ（株）までご連絡をお願いいたします。**

- このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、EAJ（株）または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いに関する事項
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

問い合わせ

電話医療通訳サービス内容および申し込みに関するお問い合わせ

 Emergency Assistance Japan 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社 国際医療第一部
〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14
TEL 03-3811-8600
Mail service@emergency.co.jp

保険の内容に関するお問い合わせ

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
◆連絡先
<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人宮崎県医師会
- 保険期間：令和7年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和7年6月6日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：宮崎県医師会に所属する医療機関の開設者
 - 被保険者：■医師特約条項
 - ・その医療機関の開設者、勤務医師（勤務医契約）
 - 医療施設特約条項
 - ・その医療機関の開設者（記名被保険者）
 - ・医療機関の開設者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者
- お支払方法：令和7年7月に宮崎県医師会の届出口座から引き去りをさせていただきます。お振込みをご希望される場合は宮崎県医師協同組合までご連絡ください。
- お手続き方法：①診療所・勤務医 → 既加入の場合：コース変更がない場合は手続き不要。オプション等の申し込みやコース変更がある場合は再度申込書をFAX送付。
未加入の場合：申込書をFAX送付。
②介護老人保健施設・病院等 → 既加入・未加入者とも申込書をFAXにてご返信ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月受付をしています。その場合の保険期間は、令和8年8月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の宮崎県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受となります。（なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。）

①医師特約条項・・・日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◎賠償責任保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

②医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。

②勤務医師包括担保追加条項・・・医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払の対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険（医師特約および勤務医師包括担保追加条項）にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

医師賠償責任保険の概要（続き）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合（注1）、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など（注2））をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。（注1） 争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。</p> <p>（注2） 損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 （初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など</p>
給食等による事故、建物等の使用・管理上、	<p>被保険者が加入者証記載の医療施設（設備を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物（給食等）、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の傷害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行する賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。 など</p>
または訴訟に関する弁護士費用	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定^(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など （注）有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書（病院契約のみ）、付属書類等の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼

ご加入にあたっての注意（続き）

- 告知事項申告書（病院契約のみ）、付属書類等の以下の項目をいいます。
- 被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 - 過去の保険金支払状況 など

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

■加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書
（病院契約のみ）、付属書類等の記載事項の変更
＜例＞保険金額等ご契約内容を変更される場合
など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書（病院契約のみ）、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご連絡が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者（ご加入者）の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。

継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要と

ご加入にあたっての注意（続き）

なります。

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提供された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎりです。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）
※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎりです。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎりです。
- 2010年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。
 1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
*保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号 0570-022808（ナビダイヤル）〈通話料有料〉
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1. ～6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、次頁「事故時に必要となる書類」をご確認ください。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

